

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成26年6月16日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時52分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明
中 島 克 訓 針 谷 育 造 広 瀬 昌 子
松 本 喜 一 関 口 孫 一 郎 大 川 秀 子
千 葉 正 弘
傍 聴 者 大 谷 好 一 青 木 一 男 小 久 保 か お る
古 沢 ち い 子 白 石 幹 男 針 谷 正 夫
大 阿 久 岩 人 入 野 登 志 子 天 谷 浩 明
増 山 敬 之 広 瀬 義 明 大 武 真 一
海 老 原 恵 子 岡 賢 治 福 田 裕 司
欠 席 委 員 渡 辺 照 明

事務局職員 事務局 局長 赤羽根 則 男 議事課長 稲 葉 隆 造
課長補佐 金 井 武 彦 主 査 石 塚 誠

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	赤 羽 根	正 夫
総 務 部 長	松 本	俊
理 財 部 長	五 十 畑	恵 造
岩 舟 総 合 支 所 長	大 島	純 一
監 査 委 員 事 務 局 長	萩 原	弘
消 防 長	関 口	義 行
総 合 政 策 課 長	小 保 方	昭 洋
総 合 政 策 課 主 幹	新 村	亨
財 政 課 長	杉 山	知 也
職 員 課 長	名 淵	正 己
管 財 課 長	大 塚	桂 三
収 税 課 長	早 乙 女	正 美
岩 舟 総 合 支 所 長	松 本	静 男
地 域 ま ち づ くり 課 長		
監 査 委 員 事 務 局 次 長	宮 脇	康 子
予 防 課 長	柏 崎	一 夫
通 信 指 令 課 長	小 藤	博 男

平成26年第3回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成26年6月16日 午前10時開議 議会会議室

日程第1 議案第79号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第83号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第84号 工事請負条約の締結について

日程第4 議案第78号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第3号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 当委員会に付託された案件は各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第79号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） おはようございます。

ただいまご上程をいただきました議案第79号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は23ページから25ページ、議案説明書は1ページから3ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の1ページをごらんください。

提案理由であります。市の機関からの法令等の規定に基づく求めにより、関係人として出頭した者に対して実費弁償を行うに当たりまして所要の改正を行う必要が生じたため、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要につきましては、第1条及び第2条関係となりますが、実費弁償の対象として選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会等の求めにより出頭した者を加えるものでございます。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

また、詳細につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、次の2ページと3ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。第1条につきましては、現行におきまして実費弁償の対象者とその額を定めておりますが、改正案におきましては実費弁償の対象者のみを定めることといたしまして、第8号として選挙管理委員会の求めにより出頭した者、第9号として固定資産評価審査委員会の求めにより出頭した者、第10号として公平委員会の喚問に応じ出頭した者、また第11号としてその他法令の規定により出頭した者を加えるものでござ

います。また、この改正によりまして、第1条の見出しを「実費弁償」から「趣旨」に改めるものでございます。

第2条につきましては、現行におきまして実費弁償の方法のみを定めておりますが、第1条から額に関する規定を削りましたことから、第1条第1項として額に関する規定を加えた上で、見出しを「実費弁償の方法」から「実費弁償の額及び方法」に改めるものでございます。

別表につきましては、実費弁償の具体的な額を示した表となっておりますが、額に関する規定を第1条から第2条に改めることに伴いまして、別表に関係する条文を改めるものでございます。なお、金額につきましては、変更はございません。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の23ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきまして、24ページをごらんください。改正文であります。証人等の実費弁償に関する条例の一部を次のように改正するというものであります。なお、内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきますが、25ページの末尾にあります附則につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 1ページですけれども、これまで農業委員会だけが対象であったわけですね。そこに選挙管理委員会、固定資産審査委員会、公平委員会の3つを加えるということになったわけですけれども、これまでは入れておく必要性がなかったということではよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） お答え申し上げます。

法令の規定によりまして、証人等に出頭を求める場合、法令により実費弁償が義務づけられている者と義務づけられていない者がございます。これまでは法令により実費弁償が義務づけられている者につきまして条例の規定を設けておりましたが、近年それ以外の事案も発生しており、今後証人等に出頭を求めることも予想されております。このようなことから、証人として出頭した方々の負担の公平を図る観点から、法令により実費弁償が義務づけられていない場合でも実費弁償ができるように、このたび改正をさせていただきたいというものでございまして、これまでは第1号から第7号にかける7案件につきまして実費弁償ができるとしておりましたのを、第8号から第11号を加えさせていただくわけですが、第11号を加えることによりまして、法令に基づきまして出頭を求めた場合にはどのような場合でも実費弁償ができるというような規定にさせていただきました。

いというものでございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 今回3つの委員会を加えるということでございますけれども、今後そのほかに委員会として加えなければならないということがあるのかどうか、これで十分かどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） ただいま申し上げました11号を加えることによりまして、法令又は条例に基づく者であれば全て実費弁償を行うことができるようになりますので、今後追加というのはないと考えております。

○委員（大川秀子君） はい、了解です。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第79号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第2、議案第83号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

柏崎予防課長。

○予防課長（柏崎一夫君） ただいまご上程をいただきました議案第83号 栃木市火災予防条例の一

部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書は32ページから36ページ、議案説明書は17ページから23ページであります。初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書17ページをごらんください。

まず、提案理由であります。平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、対象火気使用器具の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画の作成等を義務づけること等を定めた消防法施行令の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市火災予防条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。1として、火災の発生のおそれのある器具の取り扱いの基準に、祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他多数の集合する催しに際して使用する場合に係る規定を加え、規定の整理を行うこと、2として、屋外の催しに係る防火管理について定めること、3として、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届け出事項に、祭礼、縁日、花火大会、その他多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設を加えること、4として、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対する罰則を定めること、5として、法人でない団体に係る罰則規定を定めることなどあります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして、新旧対象表によりご説明いたしますので、18ページ、19ページをお開きください。

まず、19ページの改正案をごらんください。目次に第5章の2、屋外催しに係る防火管理（第42条の2、第42条の3）を追加するものです。

次に、第18条第1項1号から9号の次に、9号の2として新たに規定を追加するものです。

次の第19条、第21条、第22条の各器具の取り扱い基準の条文に、第18条の第1項9号の2の規定をそれぞれ追加するものであります。

次に、21ページをお開きください。今回新たに規定する第5章の2の屋外催しに係る防火管理についてであります。第42条の2は、消防長は、祭礼、縁日、花火大会、その他多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして、火災が発生した場合に重大な被害を与えるおそれのあるものを指定催しとして指定し、指定したときには主催者に通知するとともに、公示しなければならないとするものであります。

第42条の3は、指定を受けた主催者は、防火担当者を決め、開催の14日前までに火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、その業務を行わせなければならないとするものであります。

1号から6号は、火災予防上必要な業務に関する計画の内容に関するものであります。

次の2項は、指定催しを主催する者は、開催日の14日前までに計画を消防長に提出しなければな

らないとするものであります。

23ページをお開きください。第45条は、6号として、新たに露店等の開設を追加するものであります。

次の49条は、4号として、第42条の3第2項の規定に違反して同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者を追加するものであります。

次の50条は、法人の管理人を明記し、その法人又は人に対しても同条の刑を科するに改めるものであります。

第2項は、法人でない団体について、「刑事訴訟に関する法律の規定を準用する」を追加するものであります。

次に、議案書33ページをお開きください。33ページから36ページにつきましては、先ほど説明しましたとおり、栃木市火災予防条例の一部を次のように改正するというものであります。

35ページをお開きください。附則であります。この条例は平成26年8月1日から施行するというものであります。なお、ただし書きとしまして、本条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例の改正後の栃木市火災予防条例第42条の2、第42条の3の規定は適用しないものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

松本委員。

○委員（松本喜一君） この祭礼とか縁日、花火大会、展示会、その他とありますけれども、この多数というのは、どの辺を限度で多数と解釈したらよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 柏崎予防課長。

○予防課長（柏崎一夫君） ご質問にお答えいたします。

指定催しの条件といたしまして、露店の出店数を100店舗、人出を10万人ということに決めております。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 私は済みませんけれども、笑っている場合ではないのですけれども、100名とか200名以上になるともう多数なのかなと感じたのですけれども、ではもう人数が少なければ届け出も要らないということよろしいのですね。

○委員長（福富善明君） 柏崎予防課長。

○予防課長（柏崎一夫君） ご質問にお答えいたします。

消防長が指定する指定催しには該当しなければ、届け出の必要はありません。ただ、露店は1店舗から届け出の必要が出てきますので、露店の方は届け出を要すると思います。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 管理者を置くと書いてありますけれども、その管理者というのは、何か免許がないと、誰でもよろしいのですかね、これ。ある程度その火災とかそういうのに関連した防災認識があるとか、そういうのがあるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 柏崎予防課長。

○予防課長（柏崎一夫君） ご質問にお答えいたします。

資格は不要でございます。関係者に対して火災予防上必要な指示等ができる立場の者が選任されるべきと考えております。

○委員（松本喜一君） はい、いいです。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） これ具体的に栃木市の行事で関係してくるものというのはどういうものがあるのか、いっぱいある場合には主なものだけでも結構なのですが、教えてください。

○委員長（福富善明君） 柏崎予防課長。

○予防課長（柏崎一夫君） 指定催しに該当するものは、人出と店舗数を、過去の出店数を見ましたところ、該当はしておりません。

○委員（千葉正弘君） 承知しました。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 指定催しのほかにも届け出を必要とするということなのですからけれども、これの周知方法ですよね。さまざまなイベントが恐らく市民の活動とか何かにあると思うので、そういう人への徹底した周知が必要だと思えますけれども、その周知の方法はどのようにするのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 柏崎予防課長。

○予防課長（柏崎一夫君） ご質問にお答えいたします。

広報紙等を利用して周知をしたいと、広報紙もしくはホームページ等を利用したいと考えております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） いろいろ行政が当然かかわるということになれば、行政からの指導というのはできると思えますけれども、民間でやる場合はそれがわからなかったということにならないように、ぜひ周知に努めていただければと思います。要望です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第83号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第3、議案第84号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小藤通信指令課長。

○通信指令課長（小藤博男君） ただいまご上程いただきました議案第84号 工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

議案書は37ページ、議案説明書は24ページでございます。初めに、議案説明書の24ページをごらんください。

工事請負契約の締結についての提案理由であります。消防救急デジタル無線整備工事の工事請負契約を東京都中央区築地5丁目4番18号、汐留イーストサイドビル、扶桑電通株式会社、代表取締役、児玉栄次と締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。参照条文については省略させていただきます。

25ページをごらんください。参考といたしまして、本契約の工事場所につきましては、栃木市平柳町1丁目地内ほかでございます。

工事概要につきましては、消防救急デジタル無線基地局等の整備でありまして、鉄塔、局舎、基地局無線装置、非常用発電機、多重無線設備等の整備でございます。また、消防救急デジタル無線移動局整備106局につきましては、車載型移動局、携帯型移動局、卓上型固定移動局、可搬型移動局等でございます。

議案説明書の37ページにお戻りください。議案第84号 工事請負契約の締結について、次により

工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるとのことです。

1、契約の目的につきましては、消防救急デジタル無線整備工事（電気通信設備工事）でございます。

契約の方法につきましては、事後審査型条件付き一般競争入札でございます。

契約金額につきましては、4億4,820万円でございます。

契約の相手方につきましては、先ほど議案説明書でご説明したとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） この契約者が東京都中央区築地ということで、ちょっと栃木から離れていると思うのですが、メンテナンスなんか必要だと思うのです。急に故障とか、そういったことがありますと、消防救急業務にちょっと難しい問題も起きてしまうと思うのですが、その点につきましては、どういうふうな内容のメンテナンスを組んでいるのか、説明願います。

○委員長（福富善明君） 小藤通信指令課長。

○通信指令課長（小藤博男君） 保守点検の契約を現時点で高機能指令センターのほうが富士通ゼネラルも、これも東京の会社なのですが、そことメンテナンス契約をしております。保守点検の契約ですね。そのような契約をして万全を期したいと考えております。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） この無線というのは本当に命を左右するようなことにもなりかねませんので、壊れたからすぐ来てもらわなくては困るということも考えるわけですよね。その点です。メンテナンスはいいのですが、そのすぐ来ていただけるのか、それともちょっと待ってから来るのか、そういった早急性の問題もあると思うのですが、その点はどういうふうなことになっているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小藤通信指令課長。

○通信指令課長（小藤博男君） その点については、保守契約の時点で、大至急に来ていただけるように契約したいと考えております。

○副委員長（中島克訓君） はい、わかりました。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） これは特殊なデジタル無線ということなのですが、入札何社入ったのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小藤課長。

- 通信指令課長（小藤博男君） 2社でございます。
- 委員長（福富善明君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） 2社ですか。2社ね。
- 委員長（福富善明君） 小藤課長。
- 通信指令課長（小藤博男君） はい、2社でございます。
- 委員長（福富善明君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） それでは、予定価格のどのくらいで入札、落札したのでしょうか。
- 委員長（福富善明君） 小藤課長。
- 通信指令課長（小藤博男君） 98.5%でございます。
- 委員長（福富善明君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） 非常に高い落札かなと思うのですけれども、こういう無線というのはなかなか会社も少ないのかなと思うのですけれども、どういうふうに思いますか、これ98.5%というのは。
- 委員長（福富善明君） 小藤課長。
- 通信指令課長（小藤博男君） 契約金額につきましては、ご承認していただいている予算あるいは予定価格の範囲内にあるものであり、適正なものであると考えております。
- 委員長（福富善明君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） こういうのは大至急に工事を進めなくてはならないこともわかっているのですけれども、非常に財政も大変ですから、これからは、要望で結構ですから、なるべくそういう業者の入札参加を増やして、競争性があればいいと思っているのですけれども、よろしく願い申し上げます。
- 委員長（福富善明君） よろしいですか、要望で。
- 委員（松本喜一君） はい。
- 委員長（福富善明君） 中島副委員長。
- 副委員長（中島克訓君） このデジタル化にするということは、消防団との整合性というのはどうなのですかね。今、消防団は受令機がありまして、消防署の無線のやりとりとか、どこどこで火災があったから出動せよとか、そういうものの消防無線で受令、受けるだけは受けているのですけれども、これにしますと、今まで使っているやつというのがデジタル化されていないとなると、使えなくなるかと思うのですが、その消防団と消防本部とのこの整合性をどう考えているのか、ちょっと説明願います。
- 委員長（福富善明君） 小藤課長。
- 通信指令課長（小藤博男君） 消防団のポンプ車と部長以上ですかね、受令機を今持っていると思うのですが、消防総務課のほうの予算で、本年度車両に積載と、部長以上が持っているようにする予定でございます。

○副委員長（中島克訓君） はい、わかりました。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

○副委員長（中島克訓君） はい。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第84号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第4、議案第78号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第78号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分についてご説明申し上げます。

補正予算書の3ページをごらんください。議案第78号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,254万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ714億1,133万2,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

継続費の補正は、第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」によるというものであります。

地方債の補正は、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。左側6ページをごらんください。第2表、継続費補正、変更につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

右側7ページをごらんください。第3表、地方債補正、変更であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。起債の目的欄にあります道路維持事業につきましては、起債の限度額を1,210万円増額しまして、7,530万円に変更するものであります。

次の道路新設改良事業につきましては、起債の限度額を2,650万円増額しまして、5億7,070万円に変更するものであります。

次の小学校施設整備事業につきましては、起債の限度額を7,200万円増額しまして、9億1,260万円に変更するものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法については、変更ございません。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

9ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。9ページは歳入、次の10、11ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、14ページ、15ページをお開きください。20款5項5目2節雑入は、補正額3億7,396万4,000円の増額であります。所管部分は説明欄の岩舟町決算剰余金及び栃木地区広域行政事務組合決算剰余金でありまして、本年4月5日の岩舟町との合併に伴い、岩舟町及び解散した栃木地区広域行政事務組合の平成26年度の決算剰余金を雑入として収入するものであります。

続きまして、21款市債についてであります。補正額は1億1,060万円の増額であります。1項4目1節道路橋りょう債は、補正額3,860万円の増額であります。説明欄の地方道路整備事業債であります。岩舟地域の市道I-98号線、I-225号線及びI-223号線の道路改良事業並びに岩舟地域の市道各号線舗装補修事業に充てるため増額補正するものです。

次に、6目1節小学校費は、補正額7,200万円の増額であります。説明欄の小学校施設整備事業債であります。家中小学校屋内運動場改築事業及び大平南小学校校舍整備事業に充てるため増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明申し上げます。16ページ、17ページをお開きください。2款1項3目財産管理費は、補正額2億5,311万4,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金積立金であります。地方財政法第7条の規定に基づき、岩舟町及び栃木地区広域行政事務

組合の平成26年度の決算剰余金の2分の1を下回らない額の積み立てを行うため増額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額500万円の増額であります。説明欄の旧栃木中央小学校施設管理費であります。敷地の一部について利活用が決まったことから、施設の適正な管理のため境界確認などの用地測量業務を委託するものであります。

次に、6目企画費は、補正額66万5,000円の増額であります。説明欄の新市総合計画策定委託事業費であります。岩舟地域へ配布する栃木市総合計画改訂版の概要版の作成委託料を増額補正するものであります。

次に、8目公平委員会費は、補正額25万8,000円の増額であります。説明欄の公平委員会運営費であります。職員の不利益処分についての不服申し立てに係る審査を行う必要が生じたため、公平委員会の委員報酬及び証人の旅費等として増額補正するものであります。

次に、14目庁舎整備費は、3,250万円の増額であります。説明欄の旧岩舟町役場本庁舎解体事業費であります。岩舟総合支所の新庁舎建設に伴い、耐震性が低く、多用途に転用できない旧庁舎を解体し来客用の駐車場として利用する計画であり、そのための設計業務委託料、解体工事費及び駐車場造成工事費などあります。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。2款2項2目賦課徴収費は、補正額17万8,000円の増額であります。説明欄の市税徴収事務費（栃木）であります。税務用パソコン3台を新たに借りるための賃借料及び保守委託料を増額補正するものであります。

以上をもちまして、平成26年度栃木市一般会計補正予算（第3号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） お諮りいたします。

本案につきましては、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に関しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） それでは、15ページの岩舟町決算剰余金、これにかかわる関連等の質問をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（福富善明君） はい。

○委員（針谷育造君） よろしいですね。

○委員長（福富善明君） はい。

○委員（針谷育造君） それでは、合併時の基金ということで、それぞれ合併したところの旧市町村

が、平たく言えば持参金などという形で財源を栃木市のほうに移行をしている部分があるかと思えます。それらの岩舟では決算剰余金という形で、これは3億7,000万円あるかと思えますけれども、基金等のいろんな調整、基金であるとか、積み立てあるいは各種事業等を実施するための基金等が栃木市に引き継がれているかと思えますけれども、その中身がわかりましたら、あるいは栃木市でどのくらい、合併来たほうですから、その他の旧市町村等でどのくらいの金額を栃木市のほうに基金として持ってきた、いわゆる持参金なんて言っていますけれども、そういうものの金額の総額と、1人当たりになるとどのくらいになるかと、また一方では借入金……

〔「質問は一問一答」と呼ぶ者あり〕

○委員（針谷育造君） 一問一答ね。

○委員長（福富善明君） 一問一答でお願いします。

○委員（針谷育造君） わかりました。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） 手元に1市3町のときの基金の残高の資料がございませんので、ちょっと後ほど調べてご説明申し上げたいと思います。

岩舟町分につきましては、主な基金でございますが、財政調整基金として6億5,968万3,000円、減債基金が6,954万6,000円の残高を栃木市のほうで財産を引き継いでございます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 約6億5,000万円が調整基金、減債が6,900万円ということ承知いたしました。これを例えば1人当たりで換算してみますとどのくらいな金額になるのか、教えていただきたいと思えます。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） 財調と減債のほうですけれども、岩舟町の人口で割りますと、1人当たり約4万846円になります。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 減債基金はわずかでございますから、承知をいたしました。

続きまして、借入金のこちらへの持ち込みというものがあるかと思えますけれども、その点についての質問をしたいと思えます。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） ちょっと済みません。ご質問をお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 現在のものに関しては、後ほど。

○委員（針谷育造君） いや、いや。

○委員長（福富善明君） いいですか。

○委員（針谷育造君） 意味がわからないということだから。

○委員長（福富善明君） では、後ほどということで、ちょっと所管以外のものですから、後ほど。

〔「それについて入っていない」と呼ぶ者あり〕

○委員（針谷育造君） ああ、そういう意味でね。

○委員長（福富善明君） 所管外のものですから、後で連絡いたします。

○委員（針谷育造君） 後でね。わかりました。

〔「今、わかったと言った」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） 済みません。岩舟町の起債残高でよろしいですかね。

○委員（針谷育造君） はい。

○財政課長（杉山知也君） 岩舟町の起債残高につきましては、平成25年度末で539万6,000円ほどございまして、1人当たりで割りますと……

〔「桁」と呼ぶ者あり〕

○財政課長（杉山知也君） 済みません。53億9,600万円になりまして、1人当たりですと約30万2,244円になります。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） これは一般会計だと思いますけれども、53億円、そして1人当たりですと30万円。では、後ほど、先ほど答弁漏れや準備がないということだったので、後で教えていただければ結構です。

以上です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 17ページ、旧岩舟町役場本庁舎解体工事3,000万円なのですからけれども、これ平米数教えてください。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

わからないですか。

○財政課長（杉山知也君） ちょっと、済みません。

○委員長（福富善明君） わかりました。

松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 平米数につきましては、延べ面積が667.6平米になります。

〔「667.6」と呼ぶ者あり〕

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 3階の部分がちょっと出ていないので。

〔「出ていないんですか」と呼ぶ者あり〕

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） はい。

○委員長（福富善明君） 大島支所長。

○岩舟総合支所長（大島純一君） ただいま六百六十何がしというのは、2階建てのことでございまして、実際3階建てでございましてから、約1,000平米ということになります。

○委員（松本喜一君） 1,000平米。

○委員長（福富善明君） 1,000平米。

松本委員。

○委員（松本喜一君） ということは、平米、3万円ですか。坪単価になりますと、坪10万円もかかるの、解体。

○委員長（福富善明君） 松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 先ほどの面積のほうをちょっと、正確な面積のほうをお話しさせていただきます。面積のほうは988平米になります。3階部分の延べ床面積が988平米になります。これに対して、解体費用につきましては、坪単価が3万円程度になる予定になります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 庁舎解体の中で、有害なものとか何かあるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 解体の理由としましては、先ほど杉山課長のほうから説明があったとおり、新庁舎の建設に伴い、耐震性が低いこの危険な建物に対して解体して来客用の駐車場を確保するというのが目的でこの事業を進めたいと思います。

以上です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） これ業者はこれから入札なのでしょうけれども、地元なのでしょう。指名でしょうか。

○委員長（福富善明君） 大島支所長。

○岩舟総合支所長（大島純一君） まだ今後についてははっきりしませんけれども、先ほど言いました坪単価10万円というのは、いわゆる解体の分と、中の残っています棚、いろいろスチール棚とか片づけるものがございまして。そういうようなものと、あと配線設備のほうは今現在生きているものもございまして。そういうようなものを総合的に片づけるものですから、その部分と解体の部分とあるものですから、坪で言いますと10万円ということになります。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） そういう説明をちゃんとしていただかないと、解体となると、解体建物になってくると思うのですよね。そのほか備品の処分料とか、ある程度議員にもそういう細かい数字を

話してもらわないと、勘違いしますよ、これ。解体料というと、本当に坪単価こんなになってしまうのかなど。備品があれば備品、そのほかの附属の外構の解体も含めてこれだけかかりますと説明してもらえば助かるのですけれども、これからはよろしくお願ひしたいと思います。

いいです、はい。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 現在の17ページの財政調整基金の積立金、今回2億5,311万4,000円、残高積み立てるわけですけれども、現在の基金残高は幾らになるのかお伺ひをしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） ご質問にお答えいたします。

平成26年度の見込みなのですけれども、平成26年度末で66億7,266万5,000円になる見込みでございます。

○委員（大川秀子君） 了解です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） 先ほどの針谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

財政調整基金の合併前の1市3町の金額ですけれども、まず栃木市につきましては約12億7,400万円、大平町が2億4,100万円、藤岡町が8億300万円、都賀町が3億100万円でございます。なお、先ほど岩舟町、今年度の岩舟町の基金について、財政調整基金を6億5,968万3,000円というふうにお答えしたのですけれども、先ほどの答えには広域行政事務組合からの財調も入っていましたので、岩舟町のみということだと3億5,785万6,000円になりまして、1人当たりで計算しますと約2万45円になります。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第78号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第78号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で、当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告及び委員長報告の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時52分）